

高松市病院局指名停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市病院事業会計規定第72条において準用する高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第15条の規定により資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

第2条 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止をするものとする。

2 前項又は次条の規定により指名停止をされた有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該元請負人の指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったと認めるときは、その下請負人について、当該元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（当該指名停止について明らかに責めを負わないと認められる構成員を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 前条第1項又は前2項の規定により指名停止をした有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該各号に定める短期及び長期の最も長いものをもってその事案に係る指名停止の期間のそれぞれ短期及び長期とする。

2 有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号又は前項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、当該有資格業者に係る指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

3 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号又は第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める

必要があると認めるときは、当該有資格業者に係る指名停止の期間を当該長期の2倍までの範囲内で定めることができる。ただし、その期間は、36月を超えることができない。

4 有資格業者が別表各号に掲げる措置要件（以下この項において「措置要件」という。）に係る指名停止の期間中又は満了後更に措置要件に該当することとなった場合において、その原因となる行為その他の事実が当該指名停止の期間の満了後5年を経過するまでの間（指名停止中を含む。）にあったときにおける指名停止の期間の長期は、当該各号若しくは第1項に規定する長期又は前項の規定により定めた期間に、当該各号又は第1項に規定する長期に更に措置要件に該当することとなった回数（後の指名停止の原因となる行為その他の事実が先の指名停止の期間の始期よりも前にあった場合は、当該後の指名停止を除外し算定する。）を乗じて得た期間を限度として加算した期間とすることができる。ただし、その期間は、36月を超えることができない。

5 指名停止中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があること又は極めて悪質な事由があることが明らかになったと認めるときは、別表各号及び前各項に規定する期間の範囲内で当該有資格業者に係る指名停止の期間を変更することができる。

第5条 指名停止中の有資格業者について新たに指名停止を行うこととなった場合における当該指名停止の期間は、第2条第1項及び前2条の規定による指名停止の期間に、既に措置されている指名停止の期間の残存期間を加えた期間とする。ただし、加算後の指名停止の期間は、36月を超えることができない。

（不正業者等の報告）

第6条 市発注工事等（市が発注する工事又は製造の請負、物件供給その他の契約をいう。以下同じ。）を主管する課長又は関係課長は、別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるとき、又は指名停止の期間を変更し、若しくは指名停止を解除する必要があると認めるときは、速やかに不正業者等（指名停止の期間変更・解除）報告書（様式第1号）を局長に提出しなければならない。

2 局長は、前項の報告その他により別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるとき、又は指名停止の期間を変更し、若しくは指名停止を解除する必要があると認めるときは、病院事業管理者（以下「管理者」という。）に報告するものとする。

（高松市工事請負等審査委員会等の審査等）

第7条 第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行うとき、又は第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる審査の対象の区分に応じ、当該各号に定める委員会の審査に付するものとする。ただし、香川県外で発生した事件に係るもの及び香川県内で発生した事件に係るもの

であって軽易なものは、この限りでない。

(1) 工事の請負又は高松市工事請負等審査委員会規程（平成27年高松市規程第3号）第2条に規定する測量・建設コンサルタント業務等の委託の契約に係る入札参加資格者名簿に登載された有資格業者 高松市工事請負等審査委員会

(2) 物品の買入れ及び借入れ、業務の委託、役務の提供、製造の請負その他の契約（前号に規定する契約を除く。）に係る入札参加資格者名簿に登載された有資格業者 高松市物品購入等審査委員会

2 別表第17号から第22号までに掲げる措置要件を事由として第2条第1項又は第3条の規定により指名停止を行うときは、あらかじめ香川県警察本部警察職員の意見を聴くものとする。

（指名停止の解除）

第8条 指名停止中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者に係る指名停止を解除するものとする。

（指名停止等の通知）

第9条 第2条第1項若しくは第3条の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対して、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合は、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

3 第2条第2項の規定により指名を取り消したときは、当該有資格業者に対して、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 第1項の規定により指名停止等の通知をしたときは、局長は、不正業者等の指名停止（期間の変更・解除）通知書（様式第2号）により関係課長に通知するものとする。

（資格者名簿への登載に係る業務の承継があった場合における指名停止措置の特例）

第10条 指名停止中の有資格業者から、合併、分割、事業の譲渡等により、当該資格者名簿への登載に係る業務を承継した有資格業者は、当該指名停止の期間中、当該指名停止に係る事案と同一の事案による指名停止をされているものとみなす。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 指名停止中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（下請負等の禁止）

第12条 指名停止中の有資格業者を本市と締結した市発注工事等の全部若しくは一部の下請負人とし、若しくは受託者とし、又は当該市発注工事等の連帯保証人としてすることを承諾してはならない。

（指名停止を行わない場合の措置）

第13条 管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面により警告又は注意の喚起を行うことができる。

(公表)

第14条 管理者は、指名停止を行ったときは、当該有資格業者の商号又は名称及び所在地並びに指名停止の期間及び理由を公表するものとする。ただし、別表の認定に係る情報がその所管行政機関、捜査機関等において非公表とされている場合において、その事情により高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）第7条に規定する非公開情報に該当すると認められるときは、この限りでない。

2 指名停止の期間を変更し、又は指名停止を解除したときも、前項と同様とする。

(苦情の申立て等)

第15条 第2条第1項若しくは第3条の規定による指名停止、第4条第5項の規定による指名停止期間の変更又は前条の規定による警告若しくは注意の喚起の措置を受けた者の苦情及び再苦情の申立てに関しては、高松市病院局工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成24年6月1日施行）の定めるところによる。

(高松市による指名停止の効果等)

第16条 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）の規定により行われた指名停止、警告その他の行為（以下この条において「指名停止等」という。）は、この要綱の相当規定により行われた指名停止等とみなす。

2 前項の場合において、高松市指名停止等措置要綱第9条第1項の規定による通知において前項の規定による指名停止等を行う旨を明記したときは、当該通知を第9条第1項の規定による通知とみなす。

3 第6条の規定は、高松市指名停止等措置要綱を受けることとなる場合においては、適用しない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行又は適用の日前に行われた行為についても、適用する。

3 この要綱の施行又は適用の日前に高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）の規定により行われた指名停止、警告その他の行為は、この要綱の相当規定により行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条の改正規定は令和 7 年 4 月 1 日から、別表 27 号の改正規定は同年 6 月 1 日から施行する。

別表（第2条、第4条、第6条、第7条、第14条関係）

措 置 要 件	期 間
（虚偽記載） （1） 市発注工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
（粗雑工事等） （2） 市発注工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
（3） 県内における工事等で市発注工事等以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施行に当たり、故意に工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から3月以上12月以内
（4） 一般工事等の施行に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものをいう。）が重大と認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内
（契約違反） （5） 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
（公衆損害事故） （6） 市発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
（7） 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内
（工事等関係者事故） （8） 市発注工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者または負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4月以内
（9） 一般工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2月以内

(贈賄) (10) 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。） イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。以下同じ。）又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴の提起を知った日から 9月以上15月以内 6月以上12月以内 4月以上9月以内
(11) 次のア、イ又はウに掲げる者が県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から 6月以上12月以内 4月以上9月以内 3月以上6月以内
(12) 次のア、イ又はウに掲げる者が県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴の提起を知った日から 4月以上9月以内 3月以上6月以内 2月以上5月以内
(独占禁止法違反行為) (13) 次のア又はイの区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 ア 県内 イ 県外	当該認定をした日から 12月以上24月以内 6月以上12月以内
(14) 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から12月以上24月以内

(談合又は競売入札妨害) (15) 有資格業者である個人、有資格業者の役員またはその使用人が次のア又はイの区域内における談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。) ア 県内 イ 県外	逮捕又は公訴を知った日から 12月以上24月以内 6月以上12月以内
(16) 市発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12月以上24月以内
(暴力団関係者) (17) 代表役員等、一般役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者(以下「代表一般役員等」という。)が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で、同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)であると認められるとき。	当該認定をした日から6月以上 12月以内
(18) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。	当該認定をした日から2月以上 6月以内
(19) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。	当該認定をした日から3月以上 6月以内
(20) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上 6月以内
(21) 代表一般役員等が、契約等に当たり、その相手方が第17号から前号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等これを利用したと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上 6月以内

(22) 第17号から第20号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）において、市が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。	当該認定をした日から1月以上6月以内
(建設業法違反行為) (23) 次のア又はイの区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 ア 県内 イ 県外	当該認定をした日から 2月以上9月以内 1月以上9月以内
(24) 市が発注する工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上9月以内
(業務に関する法令違反) (25) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が法令に違反した容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から3月以上9月以内
(不正又は不誠実な行為) (26) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
(27) 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定に基づく罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上9月以内

年 月 日

殿

課 長

不正業者等（指名停止の期間変更・解除）報告書

このことについて次のとおり報告します。

不正業者等名	
代表者氏名	
所在地	
登録番号及び年月日	
不正業者等 指名停止期間の変更 指名停止の解除 の事由	

年 月 日

殿

局 長

不正業者等の指名停止（期間の変更・解除）通知書

次の者について、指名停止（期間の変更・解除）を決定しました。

不正業者等名	
代表者氏名	
所在地	
登録番号及び年月日	
指名停止の期間 指名停止期間の変更 指名停止の解除	
不正業者等 指名停止期間の変更 指名停止の解除 の事由	